

【受講に関する質問】

No	Q	A	備考
1	<p>研修は、保健指導を担当する責任者一人が受講すれば良いのですか、それとも担当する者全員が受講する必要がありますか。</p>	<p>標準的な健診・保健指導プログラム及び健診・保健指導の研修ガイドラインによる研修は、責任者が否かに関わらず、健診・保健指導の担い手である医師、保健師、管理栄養士等や健診・保健指導事業に従事する事務職等、特定保健指導に携わる全ての者が対象となります。</p> <p>なお、平成25年厚生労働省告示第92号（いわゆる委託基準）第2の1の(8)において、「特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと」とされています。</p> <p>また、『メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について』（平成30年2月16日付け 健発0216第6号 2の(3)）に基づき、資の高い健診・保健指導を実施するために、研修は6年ごとに受講することが望ましいとされています。</p>	<p>H21.3登録 H30.3更新</p>